



2019年4月26日

各 位

会 社 名 株式会社 池田泉州ホールディングス
代表者名 取締役社長兼CEO 鶴 川 淳
(コード番号 8 7 1 4 東証第1部)
問合せ先 執行役員企画総務部長 入 江 努
(TEL 0 6 - 4 8 0 2 - 0 0 1 3)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について2019年6月25日開催予定の第10期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、資本政策に則り、第三種優先株式を計画通りに2019年3月28日に取得・消却したことから、今般、第三種優先株式に関する規定を削除いたします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程（予定）

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 | 2019年6月25日 |
| (2) 定款変更案の効力発生日 | 2019年6月25日 |

以 上

別 紙

【定款変更案】

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする</p> <p>普通株式 850,050,000株</p> <p>第三種優先株式 7,500,000株</p> <p>第1回第七種優先株式 25,000,000株</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第14条 当社は、第50条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において第14条の2に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p><u>第三種優先株式</u></p> <p><u>1株につき年70円。ただし、平成26年3月31日を基準日とする優先配当金については、これを支払わないものとし、平成27年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき70.7円を支払うものとする。</u></p> <p>第1回第七種優先株式 (条文省略)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする</p> <p>普通株式 850,050,000株</p> <p>(削る)</p> <p>第1回第七種優先株式 25,000,000株</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第14条 当社は、第50条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において第14条の2に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(削る)</p> <p>第1回第七種優先株式 (現行どおり)</p>
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第14条の2 当社は、第51条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p><u>第三種優先株式 1株につき35円</u></p> <p>第1回第七種優先株式 (条文省略)</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第14条の2 当社は、第51条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>(削る)</p> <p>第1回第七種優先株式 (現行どおり)</p>
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第15条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。</p> <p><u>第三種優先株式 1株につき2,000円</u></p> <p>第1回第七種優先株式 (条文省略)</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第15条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、次に定める額を金銭により支払う。</p> <p>(削る)</p> <p>第1回第七種優先株式 (現行どおり)</p>

<p>(優先株式の議決権)</p> <p>第16条 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。<u>ただし、優先株主は、第1回第七種優先株式を有する優先株主を除き、優先配当金の額全部(優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその株主総会より、優先配当金の額全部(優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその株主総会終結の時より優先配当金の額全部(優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。</u></p>	<p>(優先株式の議決権)</p> <p>第16条 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 (削る)</p>
<p>(優先株式の金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第17条 当社は、平成31年3月28日以降の日で、<u>第三種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日(以下「第三種取得日」という。)</u>をもって、<u>第三種優先株式1株につき2,000円に、第三種優先株式に係る優先配当金の額を第三種取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)</u>から<u>第三種取得日の前日(同日を含む。)</u>までの日数で日割り計算した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)(ただし、<u>第三種取得日の属する事業年度において第三種優先株式を有する優先株主または第三種優先株式の優先登録株式質権者に対して優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。)</u>を加算した額の金銭の交付と引換えに、かかる<u>第三種優先株式の全部または一部を取得することができる。</u></p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(優先株式の金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第17条 <u>削除</u></p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(優先順位)</p> <p>第19条 <u>各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。</u></p>	<p>第19条 <u>削除</u></p>

以上